

不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための 経済的支援制度の確立に関する意見書

令和2年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で19万6,127人と8年連続で増加しており、秋田県内でも1,055人が不登校と、依然高水準で推移している。また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上に当てはまらないものの、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握し切れているとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、会費（授業料）平均額が月3万3,000円程度（文部科学省調査）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には、遠方への通学のための身体的・時間的・心理的負担も加味しなければならない。

また、多様な学習機会を提供する民間施設への需要の高まりに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は、一部の自治体が制定しているにとどまっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

以上のことから、現状では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念の一つに「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」とあるが、それが果たされているとはいえない状態であり、早急に具体的な対策を講じる必要があると考える。

よって、国においては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関

する法律案に対して、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会
がそれぞれ附帯決議した「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースク
ール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担
の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき
必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。

2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的
支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様
総務大臣	寺	田		稔	様
財務大臣	鈴	木	俊	一	様
文部科学大臣	永	岡	桂	子	様
衆議院議長	細	田	博	之	様
参議院議長	尾	辻	秀	久	様